

## 日本臨床神経生理学会特別賞（Jun Kimura Award）の選考に関する規則

（目的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下、「当法人」という）の設ける日本臨床神経生理学会特別賞（Jun Kimura Award）（以下、「Jun Kimura Award」という）の選出方法について定める。

（Jun Kimura Awardの対象）

第2条 「これまで臨床神経生理学分野で活躍し、本学会を中心とした国際化や人材育成・教育に多大な貢献があったと認められる個人またはグループ」を選考対象とする。

2 臨床神経生理学としてその分野を問わず、幅広く継続した活動実績を対象とし、選考対象者は原則本学会の会員とするが、海外研究者はその限りではない。年齢、職種、国籍等は問わないこととする。

3 グループの場合は、当法人とは別組織で成立・構成されているものを受賞対象とする。

（Jun Kimura Awardの推薦）

第3条 会員は、Jun Kimura Awardの選考を行う前年の11月1日から行う年の1月31日までの間に候補者を推薦する。

（Jun Kimura Awardの審査）

第4条 審査は5名で行う。

2 アワード委員会は、選考をおこなう年の4月までに開催される理事会でJun Kimura Award選考委員候補者5名を推薦し、理事会の承認を得る。

3 Jun Kimura Award選考委員は毎年1名（グループ）を上限としてJun Kimura Award受賞者を選定し、7月までの理事会及び社員総会に報告する。

（Jun Kimura Awardの表彰）

第5条 Jun Kimura Award受賞者は、学術大会開催期間中に記念講演会を行う。

2 Jun Kimura Awardの記念講演を、Jun Kimuraレクチャーと称する。

3 受賞者に対し、学術大会中に表彰式を設ける。

4 グループ受賞の受賞者名は個人名を挙げずグループ名のみとし、総会での受賞代表者もグループ内で決定することとする。

（Jun Kimura Awardの資格）

第6条 Jun Kimura Awardの選考時において、受賞者が当法人会員であることを受賞資格とする。

2 海外研究者においては、その限りではない。

3 下記に該当する場合には、受賞の取り消しがありうる。

記念講演会および表彰式に理由なく出席しないとき。

（改廃）

第7条 本規則は、理事会の過半数による議決を経たのち代議員会の承認を得るものとする。

（附則）

- 1 この規則は、2023年11月29日より施行する。
- 2 この規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別途定める。